

令和4年2月22日

保護者 様

上越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の基準の改定について（通知）

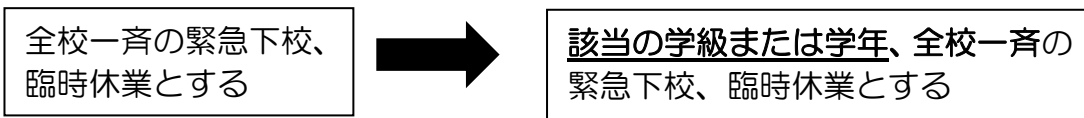
新型コロナウイルス感染症については県内における感染拡大に伴い、令和4年1月21日からまん延防止等重点措置が新潟県に適用されました。上越市内においても児童生徒の感染者が急速に増加し、学校現場での緊急対応が増えており、感染の拡大を心配しているところです。各ご家庭におかれましては、より一層、感染症予防に努めていただきたいと思います。

今回、オミクロン株の感染者拡大に伴い、上越市のこれまでの基準を見直しましたのでお知らせします。

記

1 上越市における幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブの休業等の基準について

◎ 主な変更点 学校で感染者が発生した場合・・・



(1) 園児・児童・生徒の感染等について

| | 検査対象者に特定 | 濃厚接触者に特定* | 感染が判明 |
|-------|--------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 対応 | 検査結果が判明するまで、登校できない | 最終接触の翌日から7日間は、登校できない (10日間は健康観察期間) | 保健所から「療養解除」の指示が出るまで登校できない |
| 児童生徒等 | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止 |

*濃厚接触者：感染者との濃厚な接触があったと、市教委と学校が協議し決定する。

※陽性者の同居家族として保健所が特定した者は、保健所の指示に従う。

※学校以外で特定された者は、連絡をしてきた人の指示に従う。

(2) 学校内で感染症患者が発生し、緊急対応が必要な場合について

- ・学校内で感染症患者が発生し、緊急対応が必要な場合は、該当の学級または学年、全校一斉の緊急下校・降園とします。その場合、下校については、家庭にPTAメールや電話で連絡を行い、下校（スクールバスの運行については個別に検討する）・降園とします。

(3) 児童生徒等に感染者が確認された場合の臨時休業等の措置について

【第1段階】感染者が確認され、濃厚接触者が特定されるまで

| 措置の範囲 | 期間 | 児童クラブの対応 |
|--|------------------------------------|--|
| 感染拡大が予想される範囲に応じて、 <u>学級閉鎖、学年閉鎖、または学校全体</u> を臨時休業とする。 | 判明日を含め3日を目安に市教委と相談の上、決定する。 ※1、2 | 臨時休業の場合は閉鎖とする。また、当該児童、職員が利用、勤務していた場合は、感染拡大の恐れがないと判断されるまで閉鎖とする。 |

- ※1 感染拡大の恐れがない場合は、閉鎖、休業しない場合もある。
- ※2 感染者と同じ学級から新たに陽性が判明した場合は、その児童生徒等を起点に、濃厚接触者の特定が行われるため、学級閉鎖等の措置を延長する。

【第2段階】 検査対象者から、さらに感染が判明し、感染拡大の恐れがある場合

| 閉鎖の範囲 | 期 間 | 児童クラブの対応 |
|--|-------------------------|--|
| 感染者が在籍する学級に新たな濃厚接触者が複数いる場合は、学級閉鎖を実施する。 | 1～5 日の延長を市教委と相談の上、決定する。 | 児童クラブは開設するが、学級閉鎖を実施している学級に在籍する児童は利用できない。 |
| 複数の学級を閉鎖する等、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施する。 | | 児童クラブは開設するが、学年閉鎖を実施している学年に在籍する児童は利用できない。 |
| 複数の学年を閉鎖する等、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施する。 | | 臨時休業の間、児童クラブは閉鎖する。 |

2 感染防止に向けた取組について

【重要】感染拡大防止のため、ご家庭での協力をお願いします。

○ 毎日の健康観察を

- ・お子さんの朝夕の検温や健康状態の確認をお願いします。
- ・お子さんに発熱や倦怠感、喉の違和感、咳などのかぜ症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養するとともに、速やかにかかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診してください。

※ 比較的軽い症状や一度が回復した後に陽性となるケースがあります。

○ 家族の健康観察を

- ・オミクロン株でも家庭内感染が多くみられます。お子さんだけでなく、ご家族の皆様についても毎日健康状態の確認をお願いします。
- ・同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感、咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られる場合には、お子さんの登校を控えていただくようお願いいたします。

※ 登校後、家族の陽性の連絡を受けて早退し、その後、学校の措置へとつながるケースがあります。

○ 同居家族等が濃厚接触者となった場合は

- ・同居の家族等が濃厚接触者となり、ご家庭の判断でお子さんの登校を控える場合は、出席停止扱いとすることができます。

| |
|---|
| <p>【担 当】 学校教育課 電 話 025-545-9244 野田 牧井</p> |
|---|